

秋草学園短期大学秋桜会会則

(名称、所在地)

第1条 本会は秋草学園短期大学校友会又は秋草学園短期大学秋桜会と称する。なお、秋草学園短期大学校友会及び秋草学園短期大学秋桜会は同一団体である。埼玉県所沢市泉町1789番地、秋草学園短期大学内に本部と事務局をおく。本部のほかに支部をおくことができる。

(目的)

第2条 本会は会員相互の「親睦」と「連携」を深めるとともに、母校の発展に寄与することを目的とする。

(会員及び準会員)

第3条 本会は下記の卒業生をもって会員とし活動を行う。

- ・秋草服装専門学校（技芸学院、専門学院）・秋草保育専門学校（専門学院）
- ・秋草栄養専門学校 ・秋草学園短期大学

なお、秋草学園短期大学に在学中の学生を準会員とし、必要に応じて活動に参加させることができる。

(事業)

第4条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

定期総会の開催、秋桜会報の発行、会員名簿の管理、研修並びに講演会の開催、同窓会開催、秋草祭参加、その他第2条の目的を達成するため必要と認められる事業
学生の学びの為の支援事業。

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

名誉会長（秋草学園短期大学学長）1名、 会長1名、 副会長3名以内、
常任理事（会計を含む）6名以内、 理事10名以内、 監事2名以内、
連絡委員（卒業年度各クラス）2名

(任務)

第6条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

- 2 名誉会長は会長の要請に応じ、本会の運営に関して必要により会議に出席して意見を述べることができる。但し議決には参加しない。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその任務を代行する。
- 4 理事会は、会長、副会長、常任理事、理事、監事で構成し所定の任務を行うものとする。
- 5 監事は会計を監査し、会議に出席して意見を述べることができる。

(選出)

第7条 理事会の構成員は次のうちから選任する。

秋草服装専門学校（技芸学院、専門学院）、 秋草保育専門学校（専門学院）、
秋草栄養専門学校、 秋草学園短期大学の卒業生

- 2 名誉会長は秋草学園短期大学学長に委嘱する。

- 3 会長は理事会において推薦され、決定し総会において、承認された者とする。
副会長は会長が選任し、理事会において決定し、総会において、承認された者とする。
- 4 理事・監事は理事会において承認された者とする。

(役員任期)

第8条 同一役職の役員任期は1期2年とし、2期4年までとする。

- 2 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員はその任期満了の後も後任者が選任されるまでその任務を行う。
- 4 同一職につき2期までとする。

(顧問)

第9条 本会に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は本会の運営について会長の要請に応じ、理事会に出席し意見を述べることができる。但し、議決には参加しない。
- 3 顧問は会長が理事会の議を経てこれを委嘱し、任期は1期2年とし、2期4年までとする。

(会議)

第10条 本会の会議は総会及び理事会とする。

(総会)

第11条 総会は本会の最高決議機関であり承認し決定する。

但し、緊急時必要により理事会をもって臨時総会に変えることができる。

- 2 定期総会は毎年1回開くことを原則とする。但し、会長が必要と認めたときは理事会の議を経て、臨時に招集することができる。
- 3 総会の決議は、過半数の委員の出席又は委任状を要し、出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。
- 4 総会においては会長を議長、副会長を副議長とし、本会の目的達成のため必要事項を審議し、承認する。
- 5 会長が総会を招集する時には、会員名簿を整備し会員名簿に記載されている者に対して、開催日の2週間前までに、付議事項を記載して文書にて通知するものとする。
- 6 総会の議事録は、議長及び出席者のうちから議長が指名した2名以上の者が、署名の上保存し会員の閲覧に供する。

(理事会)

第12条 理事会は必要の都度、会長がこれを招集し出席理事と委任状より議決することができる。

- 2 理事会は、会長、副会長、常任理事、理事で構成する。
- 3 理事会は、会長が招集し、議長となる。
- 4 理事会の決定は、過半数の委員の出席又は委任状を要し、出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

(経費)

第13条 本会の経費は会費をもって充てる。

(会費)

第14条 会費は1万5千円（永年会費）とする。

（会計年度）

第15条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日とする。

（会則の改正）

第16条 会則の改正は理事会の議を経て総会の承認によって施行する。

（細則）

第17条 会則施行に関する細則は必要に応じこれを定める。

（経理事務）

第18条 財産管理及び経理を含む事務は、学校法人秋草学園企画財務部が行い、秋桜会はこれに係る人件費の一部を補填する。

附 則

本会則は、昭和51年5月16日からこれを施行する。

附 則

本会則は、昭和55年7月26日からこれを施行する。

附 則

本会則は、昭和61年1月25日からこれを施行する。

附 則

本会則は、昭和62年3月26日からこれを施行する。

附 則（超過規定）

平成2年度の会計年度の始期は平成2年7月1日、終期は平成3年9月30日とする。

附 則

本会則は、平成12年4月6日からこれを施行する。

附 則

本会則は、平成13年10月1日からこれを施行する。

附 則

本会則は、平成16年10月10日からこれを施行する。

附 則

本会則は、平成17年10月9日からこれを施行する。

附 則

本会則は、平成19年6月23日からこれを施行する。

附 則

本会則は、平成20年6月21日からこれを施行する。

附 則

本会則は、平成25年6月20日からこれを施行する。

附 則

本会則は、平成26年1月16日からこれを施行する。

附 則

本会則は、平成27年6月20日からこれを施行する。

附 則

本会則は、令和2年11月7日から施行する。

附 則

本会則は、令和5年5月21日からこれを施行する。